

安全運転管理者に関する規定が整備されました。

安全運転管理者関係の罰則強化

現行

改正後

★安全運転管理者の選任義務違反等

安全運転管理者を
選任していなかった場合
(法74条の3第1項又は第4項)
5万円以下の罰金

普通自動車を5台所有しているのに
安全運転管理者を、普通自動車を20台
所有しているのに副安全運転管理者を
選任していない場合など

50万円以下の罰金

★選任等届出義務違反

安全運転管理者の選任等に関する
届出を行わなかった場合
(法74条の3第5項)
2万円以下の罰金又は料料

安全運転管理者、副安全運転管理者を
選任したが、公安委員会に届出を行わ
なかった場合

5万円以下の罰金

★解任命令に従わなかった場合

安全運転管理者等の解任命令に
従わなかった場合
(法74条の3第6項)
5万円以下の罰金

安全運転管理者、副安全運転管理者の
資格要件に該当する一定の違反行為が
発生し、公安委員会から解任命令に従
わなかった場合

50万円以下の罰金

是正措置命令の新設(法74条の3第8項)

自動車の使用者(事業主等)が、安全運転管理者等に対して必要な権限を付与せず、安全な運転を確保できていない場合は、公安委員会が是正措置を命ずることができるようになりました。

この命令に従わなかった場合は、**50万円以下の罰金**